

(財政金融委員会)

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を平成二十四年三月末まで三年間延長するものである。